

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会議名	平成 26 年度第 2 回高松市子ども・子育て支援会議
開催日時	平成 26 年 8 月 11 日(月) 14 時 00 分～16 時 00 分
開催場所	高松市役所 13 階大会議室
議 題	供給体制の確保方策について
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	加野会長、後藤副会長、池畑委員、植松委員、大芝委員、岡委員、金崎委員、鎌田委員、鈴木委員、樽谷委員、永澤委員、中橋委員、藤岡委員、三木委員 計 15 人（欠席 田中委員、奈良委員、西岡委員）
傍 聴 者	11 人 （定員 12 人）
担当課および連絡先	子育て支援課子育て企画係 839-2354

審議経過および審議結果

会議を開会し、次の議題について協議し、下記の結果となった。

○副会長の選任について

会長は、高松市子ども・子育て支援会議条例第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、後藤委員を副会長に指名した。

(1) 供給体制の確保方策について

供給体制の確保方策について、事務局から説明し、委員から次のとおり意見があった。

(委員)

放課後児童健全育成事業について、現在市では支援が必要な児童も広く受け入れており、そのような児童に先生を加配して付けている。このように、制度については充実していると感じている。実際に、放課後児童クラブを訪問して感じたことは、ひとつのクラブに支援が必要な児童が複数人いる場合、生徒一人に先生を付けることが難しい現状があるということである。もう少し先生を多く配置してもらえると有難い。また、支援が必要な児童の中には、ざわざわした雰囲気は苦手で、皆から離れた静かな環境では宿題等に集中して取り組むことができる児童もいる。中には、自分の気持ちを落ち着けることが苦手な児童も、静かなところに行けば落ち着けることができ、また皆のところに戻って活動に参加することができる生徒もいる。そういった場合に、今のクラブにそのようなスペースが提供できるかというところが現状だと感じる。他にも、外で体を動かして発散できる時間が欲しいという児童もいる。学校の体育館や校庭を使うことが出来ているクラブもあるが、全てのクラブがそうではない。確保方策を考える中で、そのような現状もあることを配慮して頂けたらと思う。

(事務局)

そのような内容については、市の方も苦勞している点であり、特別な支援が必要な児童数も年々増えている。そのような児童が入会しているクラブについては、指導員の数を加配して対応している。また、今年度から、昨年度は 1 名で

審議経過および審議結果

あった、巡回する特別な指導員を3名に増やし、定期的に、状況に応じて巡回している。また、通常の指導員に対しても、今年度から特にそのような分野の研修を行い対応している。施設のスペースの問題については、国から示された基準に基づいて、どのように確保していくかということが今後の大きな課題である。教育委員会とも協議しながら考えていきたいと思う。

(委員)

放課後児童健全育成事業について、家から遠いクラブは帰りが遅くなると親が迎えに行かなければならなくなり、利用が難しい現状がある。今回の量の見込みには、各校区の利用状況を踏まえて出しているのか。

(事務局)

昨年行われた7つのエリア毎のニーズ調査に基づいて、数値を置いている。本来なら、各校区毎の状況を示すことができれば良いのだが、民間企業の参入を考えると、区域ごとに数える必要があるため、今回はこのような形で出させていた。

来年度以降は、各学校ごとに状況を鑑みて検討する必要があると考えている。

(委員)

まず、資料1の14ページに記載の「子育て短期支援事業」と17ページに記載の「養育支援訪問事業」の見込みの数値について、年々課題を抱えている家庭が多くなっていると感じているが、量の見込みの数値が現在値からほぼスライドしていて、私実感している数より少ないと感じる。この量の見込みの数値の出し方を聞きたい。また、「養育支援訪問事業」について、平成24年度の実態が36人で平成27年度以降の量の見込みが47人と10人以上増加するのに対し、確保内容の実施体制として、養育支援員17名となっているが、本当に足りると考えているのか。支援が必要な家庭を見落としているのではないかと思う。第2回支援会議で同様の質問をした際、高松市には、ホームスタートなど民間の事業があると回答いただいた。ホームスタートは、養育支援の対象とまではならないが、子育てに対し行き詰まりを感じている家庭を支援している。支援を必要としている家庭の数は示されている数値より多いと感じている。

次に、資料1の11ページに記載の「地域子育て支援拠点事業」の確保方策について、国の基準は各中学校区に1つとなっているので、現在の確保方策は23か所を超えた数値になっており施設数を増加しないのは納得できる。だが、15ページに記載の「利用者支援事業」については、国の基準が30学校区に1つとなっているので、現在示されている確保方策は少し不足していると思う。今後設立予定のこども未来館の計画への取り入れ方について、地域子育て支援拠点と情報共有し、これらをコーディネートする立場になるであろうこども未来館を、子育て支援あるいは、利用者支援の拠点の一つとして、確保方策の数値に入れた方が良いのではないかと思う。

(事務局)

1点目の「子育て短期支援事業」、「養育支援訪問事業」の量の見込みについて、第1回支援会議で御協議いただき了承を得たものと考えている。改めて説明すると、「子育て短期支援事業」は、アンケート調査には含まれていない項目であり、国から示された数値が本市の実績にも近いことから、この数値を置かせていただいている。今後、短期支援が必要な家庭が増加すると思うが、施設を新たに1か所増設することで、対応できると考えている。また、「養育支援訪問事業」については、「乳児家庭全戸訪問事業」で訪問した家庭のうち、特に養育支援が必要な家庭について、子ども女性相談室の方へ情報提供していただき、つないでいる。平成21年度から平成24年度までの実績と乳児家庭全戸訪問事業の対象者数に対する比率に基づき、量の見込みを出している。確保の内容について、現在訪問の回数は、家庭の状況によって月1回や週1回と変わってくる。

審議経過および審議結果

全ての家庭が週に1回訪問しているわけではないので、この確保内容で対応できると考えている。また、ホームスタートは、平成26年度から、県全体でホームスタートオーリーブとして行われている。養育支援が必要な家庭について、ホームスタート、養育支援訪問事業、子育て支援拠点のどれを利用するのか、家庭のニーズに応じて連携しながら支援する体制を整えていくことを考えている。養育支援訪問事業から、ホームスタートに繋ぐことも考えている。

2点目の「地域子育て支援拠点事業」と「利用者支援事業」の中で、こども未来館をどのように位置付けていくかについて、両者とも、確保内容は現行の施設数でいきたいと考えている。なおかつ、実態を把握しながら、中間年度で見直しをしたいと考えている。こども未来館については、市民文化センターの老朽化による建て替えで計画された施設であり、子育て支援の拠点としてシンボリックな位置付けを持って整備を進めている。子ども・子育て支援新制度とは全く別の位置付けの計画として整備しているので、今回の事業計画の中には、取り入れていない。だが、こども未来館が、地域子育て支援拠点事業と利用者支援事業の拠点となり得ることも含め、検討していく必要はある。今回の新制度の中で位置づけていくかどうかは、今現在お答えすることはできない。現在利用者支援事業は区域ごとに4か所配置されているが、こども未来館を利用者支援事業に含める場合、市全域における配置のバランスも考慮しなければならない。中間年度の見直しにより、含めることもあり得るが、現在、今回の計画の数値に含めることは難しいので御容赦頂きたい。

(委員)

養育支援事業から、ホームスタートに繋ぐことを考えているというお話だったが、ホームスタートは民間の取組であり責任の所在も曖昧であるので、まずは、高松市の事業である利用者支援事業に繋いでいただき、密に連携を図っていただきたい。

(事務局)

養育支援訪問事業、ホームスタート、利用者支援事業、民生委員、児童委員など、様々なところと連携を組むということが行政の課題だと思っている。その中で指摘があったような点については、今後連携強化を図るとともに、ホームスタート事業も、県がある程度連携を取っている事業なので、市も県と連携を図る中で、対応を検討してまいりたい。

(会長)

「子育て短期支援事業」と「養育支援訪問事業」についても、毎年見直していく中で、量の見込み数や確保数も増加することもあると思う。今の段階では、この数値で計画を立てているということだと思う。

(委員)

資料1の17ページに記載されている「実費徴収に係る補足給付を行う事業」について、国の示すとおりに措置して頂けるのか。

(事務局)

「実費徴収に係る補足給付を行う事業」については、まだ国から具体的な実施内容が示されていないので、今現在、具体的な内容を示すことはできない状況である。

(会長)

将来的に国から判断基準が出るのか、それとも、市が自主的に考えていかなければならないものなのか。

(事務局)

国から事業の中身について示される予定であるため、明らかになった時点で、市としてどのように取り組むか検討していきたい。

審議経過および審議結果

(委員)

国から示された基準に全て沿った形で進めるのか。また、それ以上に必要なものがあれば、補填を考えるのか。

(事務局)

国の示した基準と地域の実情を照らし合わせて、慎重に検討させて頂きたい。

(委員)

保育士や支援員など、配置する人材をどのように確保していくかが課題になると思う。どのように財源を確保していくかについても考えて頂きたい。また、保育士について、資格を持ちながら、離職後職場に復帰できない潜在保育士がたくさんいる。そういった人を活用するためにも、他の産業と比較しながら、賃金や労働環境を見直し、市として支援する方法を考えて欲しい。また、延長保育事業などを利用しなければならない労働の仕方も問題があると思う。したがって、市内の事業所に対して、企業が子育て家庭を支援することを後押しするような取組を確保方策と同時進行で考えていくべきだと思う。

(事務局)

施設整備だけではなく、人材確保についても重要な案件だと考えている。高松市の職員である公立保育所・公立幼稚園の職員の待遇問題、また、認定こども園になると、幼保連携について身分統一の問題など、多くの課題がある。その処遇改善についても含めて検討している。私立の保育所・幼稚園の事業所関係の方にも御尽力いただきたい。また、民間企業の子育てに関わる福利厚生の実態も課題である。委員の御協力をいただきながら、各企業への周知に努めたいと思う。

(委員)

資料1の14ページに記載されている「病児・病後児保育事業」について、量の見込み数では7千人前後の数が見込まれており、労働者の立場から見ても需要が高い事業だと思う。確保方策として、施設数を1か所増やし、6か所としているが、簡単に出来ることなのか。そもそも、現在の5か所を維持するのも難しいのではないかと思う。財源措置や医療機関がこのような事業を受けてもらえるような仕組みづくりを検討してもらいたい。

(事務局)

「病児・病後児保育事業」の確保方策の施設数について、現行のこども未来計画の中では、平成26年度の目標数値を6か所としていたが、見通しとして達成が難しいため、引き続き6か所設置を目標数値として継続延長としている。この事業においても、人材確保が課題となっており、看護師の確保が難しい状況である。そのような状況が、施設数の増加に繋がらない原因となっている。引き続き、医療機関等の協力を図りながら、看護師の処遇改善にも目を向け、人材を確保するための体制作りについて今後とも努力したい。予算措置について、現在、利用者数に応じて予算措置を講じており、箇所数が増えれば、現在の予算に上乗せして増額しなければならないが、国の補助事業でもあるのでその点も考慮しながら、体制作りを検討してまいりたい。

(委員)

「放課後児童健全育成事業」について、放課後児童クラブは、通常の利用と夏休み期間限定利用と2通りに分けて利用できるようになっているが、夏休みだけ利用したいと思っても、通常利用している方が優先されて、キャンセル待ちになり入れないという実情がある。低学年の児童が、一人で家にいなければならない状況になる場合もあると聞いている。長期休暇期間も含めた就学児童の居場所づくりについて、見直しが必要だと思う。子どもが就学すると、再就職をして家を空けがちになる母親が多い。そのような家庭の児童へ向けた施策づくりや居場所づくりに目を向けて欲しい。

審議経過および審議結果

(事務局)

「放課後児童健全育成事業」は、女性の社会進出の支援のひとつとして位置付けられている。現在の状況として、夏期限定利用の入会がある一方で、通常利用していても夏休みの間だけ退会する方も多くいる。現在の運営方法として、各校区ごとに運営委員会・実行委員会が決定している。今後は、運営方法が大きく変わり、クラブごとに入会の取り決めを作るとなっているので、今回の御意見を踏まえて検討していきたいと考えている。

(会長)

夏休み期間限定利用に入れなかった児童についても、待機児童ということになるのか。

(事務局)

一般に公表されている待機児童数は、各年度の5月1日現在の数値となっている。だが、今回の計画の中で示した待機児童数は、5月1日現在の数から、当該年度に整備して確保される数を引いた3月末時点での数値になっている。

(委員)

教育委員会のサポートと子育て支援課のサポートの狭間で不登校が生まれている現状がある。また、外部に対して助けを求めない家庭への支援について検討して欲しい。児童が成長し大きくなるほど対応が難しくなるので、その前の段階での支援を考えて欲しい。

(事務局)

今後、作成する予定である「子ども・子育て支援推進計画」の中で、そのような児童に対する支援を検討していく必要があると思う。教育委員会等とも協議しながら検討してまいりたい。

(会長)

今回示された「供給体制の確保方策」については、まだ国から基準が示されていないなど、未確定な部分があるので、今後も継続した議論が必要だと思う。また、毎年丁寧に見直しをすることで供給過剰にならないように、一方で待機児童が生まれることがないように、計画を進めていくということで御理解いただきたいと思う。

では、議題である「供給体制の確保方策」について、同意いただいたということではよろしいか。

(委員)

異論なし

(2) 利用者負担について

利用者負担について、事務局から説明し、委員から次のとおり意見があった。

(委員)

利用者は利用料に最も関心があり、施設を選ぶ上で重要視する点だと思う。特に、公立幼稚園の利用者負担が大きくなるので、公立幼稚園を希望している方には影響が大きいと思う。10月にもう一度説明会を開催するようなので、出来るだけ丁寧な説明をお願いしたい。また、保護者の相談に応じ情報を提供する利用者支援事業についても併せて周知をして欲しい。

(事務局)

10月に市民向けの説明会を開催する予定である。前回の説明会は、働いている方のことも考えて土曜日と平日の夜に開催したが、今回は時間帯の検討を行いたい。利用者負担については、次回の説明会の重要な題目のひとつであると思う。今回示した利用者負担案が9月の議会の条例で全て決定になるわけではないが、利用者が最も気になるところだと思うので、

審議経過および審議結果

案の段階であるということ为前提にした上で、特に公立幼稚園の利用者負担について丁寧に説明し、事業者や保護者に理解していただけるよう努めたい。

(委員)

事前に配布していただいた国が作成した「子ども・子育て支援新制度ハンドブック（施設・事業者向け）」について、8ページに記載されている小規模保育事業のC型及び家庭的保育事業の職員資格は、家庭的保育者となっており、※2として「市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者」記載されている。この、「以上」というのはどのような意味なのか教えていただきたい。

(事務局)

市としてはこの「保育士と同等以上」という表現について、保育士よりも知識や経験がある者という意味であるとは捉えていない。保育士の資格は持っていないが、長い育児経験がある、見識を持っている、実務経験がある方などを活用するという意味であると思う。だが、何をもって「保育士と同等以上」と認めるのかは理解が難しいところである。国から示された表現であるので、現時点ではこれ以上お答えすることはできない。[後日、国に確認したところ、「同等」については、市町村長が行う研修（基礎研修、認定研修）を修了した者という意味であり、「以上」に特段の意味はないとのことであった。]

(会長)

資格を持っていなくても、経験があるということの上積みすることも可能であると思う。弾力的に読み替えていくという意味だと思う。

高松市の利用者負担額が周辺の市よりも低くなってしまった場合、高松市で子どもを預けて働くことも起こるのではないかと思うが、そのような事態は想定しているのか。

(事務局)

現行の利用者負担の額を基準として作成しているので、国の水準からは低くなっているが、現在の利用者負担から極端に低くなっているわけではない。

近隣の市町村に居住地がありながら、高松市に子どもを預ける場合があるのではないかという点では、住所地である市区町村が決めた料金で支払うこととなっている。

(委員)

10月に開催予定である保護者向けの説明会の開催時期について、公立幼稚園と違い、私立幼稚園は10月1日から募集要項等の配布、11月1日から入園の願書受付が始まる。それを考慮すると、10月に説明会を行うのは少し遅いのではないかと心配である。

(事務局)

早めの対応をしたいと考えているが、条例議案について議会の承諾をいただかないうちに、利用料の詳細について説明をするのは難しいと考えている。10月の早い段階で開催したいと考えている。また、御協力いただけるなら募集要項等の配布時期をずらすなどの対応をしていただけるとありがたい。

(委員)

そのような事情は理解しているが、私立幼稚園では各園とも児童の獲得のためにかかなり急いでいるという現状がある。高松市が示した利用者負担案を保護者に伝えても良いかどうかお聞きしたい。

(事務局)

利用者負担について、正式に決定するのは3月である。高松市は他市と比べても非常に早く案を出した。本来は国の予算が決まらないと、負担額も決まらないが、事業者・保護者の方が混乱するので先行して提示させていただいた。その為国の予算によって変わる可能性がないとは言い切れない。

審議経過および審議結果

高松市としてどのような形で周知するかは検討させていただきたい。事業者の方が困らないように出来るだけ努力したい。

○ その他

事務局より、次回の開催について、次第に記載されてある平成26年9月ではなく、10月以降に開催することを提案し、委員全員が了とした。

また、その他の意見として、委員から、次のとおり意見があった。

(委員)

待機児童解消のため、空き教室がないかなどの検討も含め、公立保育所においても定員の見直しを考えて頂きたい。

(事務局)

定員の見直しは毎年行っている。今回示した確保策は、既存施設の移行を基本として計画されている。移行だけでは確保できない場合に限って、創設・整備により確保するとしている。なるべく既存施設の移行により待機児童を解消したいと考えている。

民間の方で極力対応していただきたいと考えているので、御協力をお願いしたい。

その他、委員から特に意見はなく、以上をもって、本日の会議を終了することとした。

以 上